

【重要】利用の大幅取消等に関するお知らせ

日頃より、当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

近年、利用直前の利用取消が、施設利用を希望する他団体の妨げとなっております。

このため当センターとして、社会的公正の立場から下記の措置を実施しております。より多くの団体に、より良い研修を行なっていただきたく思っております。お申込に際しまして、計画を綿密に行い、ご予約いただきますよう併せてお願い申し上げます。

利用される皆様のご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 大幅取消について

<適用基準>

適用の開始は、利用開始日の3ヶ月前から、利用開始日までに申込を取消した累計が、次の大幅取消の基準を超えた時点で適用となります。

宿泊人員が延べ150名以上取消となった場合

研修室等の施設使用料金の総額が15万円以上取消となった場合

カルチャー棟の大・小ホール（舞台貸を含む、音響室等は除く）が1コマ以上キャンセルとなった場合

※上記①～③のいずれか1つでも該当した場合、下記「2. 措置内容」の対象となります。

※適用基準を超えた後に人数や研修室等の「追加」があっても、「2. 措置内容」は変更されません。

※利用日を「変更」される場合も元の申込を「取消」いたしますので、適用基準を超えると「2. 措置内容」の対象となります。

<措置内容>

前項1に示す大幅取消の基準に該当する場合、以下の①～③の措置が課されます。

①理由書の提出

②利用申込期間の2ヶ月短縮

※起算日は大幅取消の基準を超えた日より1年間適応

③取消料金の徴収（違約金）

- ・ 利用開始日の1ヶ月前から3ヶ月前までの取消 徴収なし
- ・ 利用開始日の11日前から1ヶ月前の取消 20%徴収
- ・ 利用開始日の2日前から10日前までの取消 50%徴収
- ・ 利用開始日・前日の取消 100%徴収

2. 利用開始日前日15時までには取消しや変更の申し出がなかったものについて

大幅取消の場合以外でも、天災や国際情勢等による場合、その他正当と認められる理由がある場合を除き、以下の場合について、当該施設使用料金を徴収いたします。

①取消しの申し出がなく利用の承諾がなされたままのもの

②変更の申し出のうち、利用の取消しを申し出なかったもの

本件についての問い合わせ先

国立オリンピック記念青少年総合センター

TEL 03-3469-2525 FAX 03-3469-2277

ホームページアドレス <https://nyc.niye.go.jp/>

